

令和7年度 安曇野市 WEB・SNS を活用した移住定住情報発信業務委託
仕様書

1 委託業務名

令和7年度 安曇野市WEB・SNSを活用した移住定住情報発信業務委託

2 委託期間

契約日から令和8年3月18日まで

3 業務の場所

安曇野市内ほか

4 委託上限額

1,320,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 目的

地方回帰を志向する傾向が高まっている機会を捉え、WEBやSNSでの情報発信や広告を活用し、都市部在住の子育て世帯をターゲットに、あづみの自然保育等の都市部とは異なる子育て環境、住環境の良さ、ふるさとを連想する懐かしさ、本市に住み働く楽しさ等の安曇野市（以下「本市」という。）の魅力を発信するプロモーションを行うことで、本市への関心を高め、将来の移住や帰郷のさらなる増加を図る。

6 業務内容

本業務の範囲は次のとおりとし、具体的な内容は提案事項を基本とする。

（1）ターゲット

本市が設定する事業の基本的なターゲットは次に示すとおりとする。ただし、業務の提案に当たり、統計データ等の根拠に基づき、より高い効果が見込める具体的なターゲットを設定できる場合は、本市が設定したターゲットと異なることを妨げない。

（事業の基本的なターゲット）

- ・20～40歳代の子育て世帯
- ・自然の多い環境でのびのび子育てをしたいと考える夫婦、子育て層
- ・住環境の改善を求める都市部居住者
- ・本市から都市部に進学するなど地縁を持つ者

（2）プランニング

- ・上記（1）ターゲットに対し、拡散力や訴求力の観点から最適なメディア・プランニングを行い、移住定住情報を発信すること。
- ・プランニングには、次の「（3）WEB・SNSによるプロモーション、7成果品」を必ず含めること。

- ・本事業を滞りなく遂行するために、無理のない体制・スケジュールを定めた上で運営・実施すること。なお、運営・実施にあたり必要となる外部との連絡・調整、問合せ等に対応することし、問合せ先については、受託者としてすること。

(3) WEB・SNSによるプロモーション

- ・プロモーション媒体（WebメディアやSNSでの情報発信、インフルエンサーを活用した情報発信、WEB広告、SNS広告、検索連動型広告等）や配信方法等の手法は、事業効果の最大化を図るため、最適と考えられるものを提案するとともに、次のアからオの事項に配慮すること。

ア プロモーションの手法によって最適なプロモーション素材を新たに制作する必要がある場合は、その経費も予算に含めること。また制作に当たっては、肖像権や著作権等について、問題が発生しないよう同意を得るなど必要な手続を行うこと。

イ プロモーションを実施する場合は、本市の移住定住ポータルサイト「安曇野市へ移住！」と連携し、「移住希望者登録」の増加に努めること。なお、移住プロモーション動画「心地よさと暮らす安曇野物語～家族編～」の利用も可とする。ただし、動画の改変や素材の抜き出しはできない。

・移住定住ポータルサイト
「安曇野市へ移住！」



・移住プロモーション動画
「心地よさと暮らす安曇野物語～家族編～」



ウ プロモーションのランディングページについては、原則として移住ポータルサイト等とするが、内容によって、その他のページやコンテンツとすることが効果的である場合は変更可能とする。なおその場合もプロモーションの中で、リンクや他の手法により移住ポータルサイト等の周知等を図ること。

エ 市の公式アカウントは X、LINE、YouTube であるが、プロモーションを実施する媒体や手法は提案による。ただし公序良俗に反しないものとする。

オ プロモーションの成果指標は、第1の指標としてプロモーション自体へのアクセス数や滞在時間、第2の指標として移住ポータルサイト等のアクセス数や移住希望者登録者数とする。（移住ポータルサイトの令和6年度の平均値月間PV数は34,043回）

(4) 業務報告書の作成

- ・業務の終了後には速やかに業務報告書を作成すること。
- ・業務報告書には(3)のプロモーションの効果についてWEBサイト、SNS等のデータ解析を行い、課題を可視化し、結果について記載すること。

7 成果品

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 業務報告書の電子データ 一式
- (3) プロモーション素材の電子データ 一式

8 業務受託における注意事項

- (1) 業務に必要な資料情報等で発注者が所有するものについては貸与する。なお、業務終了後は、協議の上、返還又は廃棄すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取り扱いに係る特記事項」を守らなければならない。
- (3) 受注者は、発注者に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権を譲渡するものとする。ただし別途協議が必要な場合は、この限りでない。
- (4) 受注者は、成果品が第三者の著作権等を侵害していないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権等の侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、決定するものとする。
- (6) 本業務で必要となる全ての業務を4の委託上限額内で実施すること。またプロモーションに移住ポータルサイト等や公式SNS上での情報発信等を活用し、それによって本業務に起因する新たな経費が生じる場合は、その経費も含む。
- (7) 本仕様書は、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を行うに当たり提案の募集時において委託を予定している内容であり、契約の締結に際しては、受託候補者の提案内容等を踏まえ、協議のうえ修正を行うことがある。

9 担当部署（問い合わせ先・書類提出先）

〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000番地
安曇野市 市民生活部 移住定住推進課 移住定住推進係 奥村
TEL 0263-71-2081 FAX 0263-72-1340
E-Mail iju-teiju@city.azumino.nagano.jp

(別記)

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報という。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例（令和4年安曇野市条例第32号）その他関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(機密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、き損及び改ざん（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件業務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受注者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受注者は、本件業務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理体制、安全対策その他の安全管理措置について、確認しなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託し、又は請け負わせてならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(監査及び調査)

第12 発注者は、この契約に係る個人情報の取扱いについて、安全管理措置が講じられているかどうか監査又は調査を行うことができる。

(事故報告)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(指示)

第14 発注者は、受注者が契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第15 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が第三者への発注等をし、当該第三者等において発生した場合であっても、当該受注者が負うものとする。